

令和8年度 生活困窮世帯の子どもを地域で支援事業 委託仕様書

1 委託事業名

令和8年度 生活困窮世帯の子どもを地域で支援事業

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 業務の目的

経済的に困窮する世帯の子どもの中には、家庭において修学や日常生活の習慣が身に付いておらず、授業についていけない子や、家庭における手作りの食事をとることのできない子、さらに、今自分が置かれている環境から、自分の将来像や夢を描くことができず、高校進学もあきらめる子もいる。

こうした貧困の連鎖を防止するため、地域の住民や団体等が協力し、進学をあきらめず、将来、自立した生活ができるよう、生活困窮世帯等の子どもの学習や生活習慣の獲得を支援する。

4 業務の内容

(1) 実施地域（12町）

川辺郡猪名川町、多可郡多可町、加古郡稻美町及び播磨町、神崎郡市川町、福崎町及び神河町、揖保郡太子町、赤穂郡上郡町、佐用郡佐用町、美方郡香美町及び新温泉町

(2) 職員の配置

事業受託者は事業の実施に際し、以下の職員を配置すること。

ア. 地域子ども支援コーディネーター

各実施地域における支援を総合的に調整するための職員（以下「地域子ども支援コーディネーター」という。）を少なくとも1名は配置する。

イ. 地域子ども支援員

以下に定める子ども及びその保護者に対する支援を行うため、地域住民や教員OB、調理士・栄養士、大学生等による運営スタッフ（以下「地域子ども支援員」という。）を適宜、配置する。

(3) 事業の対象者

生活困窮者世帯、生活保護受給世帯、一人親世帯の子ども及びその保護者

(4) 事業の内容

①子どもに対する支援

ア. 支援内容

(ア) 学習支援

- ・子どもに対する学習の指導
- ・子どもの進学に関する助言・指導
- ・その他、子どもの健全育成のための助言・指導

(イ) 調理実習

- ・調理実習を通じて、食事を準備
- ・子ども及びその保護者と地域子ども支援員が調理した食事を一緒にとり、子ども及びその保護者に対して生活習慣等について指導する。

イ. 支援方法

子ども及びその保護者が赴くことのできる適当な場所において、地域子ども支援員が行う。

なお、調理実習に際しては、実費として、参加者一人につき 300 円～500 円程度を徴収すること。

ウ. 支援の回数

週 1～2 日程度（ただし、調理実習は毎回実施でなくてもよい）、各 4 時間程度（概ね 16 時から 20 時）

<実施例>

学習支援（2 時間）→調理実習（1 時間）

→食事（0.5 時間）→片付け・掃除（0.5 時間）

②保護者に対する支援

ア. 支援内容

- ・子どもが日常的な生活・学習習慣を身につけるための助言・指導
- ・子どもの進学に関する助言・指導
- ・子どもの養育に関する助言・指導
- ・その他、子どもの健全育成のための助言・指導

イ. 支援方法

家庭訪問や電話等によって、地域子ども支援コーディネーター又は地域子ども支援員が保護者に対して行う。

ウ. 支援の回数

地域子ども支援コーディネーター又は地域子ども支援員が保護者の希望を把握し、適宜、実施する。

5 事業実施にかかる留意点

- (1) 事業受託者は、支援状況について、毎月1回、県に報告すること。
- (2) 事業実施地域において、希望する対象者が本事業による支援を受けることができるよう、関係機関に対するチラシの配布やインターネットの活用等による広報を適切に行うこと。
- (3) 対象者からの相談や利用申込み等を受け付けるための電話やインターネットによる窓口を開設すること。
- (4) 対象者からの事業の利用にかかる相談に応じるとともに、利用申込みを受け、必要な支援を行うこと。
- (5) 事業受託者は、広報の対象者や実施場所の確保等について、各町の子どもの貧困対策担当課と密に連絡調整を行うこと。その詳細については、兵庫県と協議すること。

6 委託料

(1) 委託料

上限額 11,429千円（税込）（年額）

(2) 対象経費

給料、職員手当等、共済費、報酬、報償費、旅費、賃金、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕費）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く）、負担金

(3) 事業経費

事業の実施に直接必要な経費は、委託料に含まれるものとする。

7 契約保証金

委託契約の締結と同時に、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、契約保証金の納付を免除する。

- (1) 兵庫県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を寄託しなければならない。
- (2) 一般競争入札及び指名競争入札参加する資格を有する者であって、過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体との契約が、本事業の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと県が認めるとき。

(3) 契約保証金と同額の価値のある国債又は地方債のほか、財務規則第84条第2項の各号に掲げる担保の提供をするとき。なお、担保の価値は、会計管理者が定める。

8 その他事項

- (1) 委託終了後及び兵庫県が必要と認めたときは、事業実施状況にかかる報告書を兵庫県に提出すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項については、兵庫県との協議の上決定する。